

奈良県困難な問題を抱える女性への支援のため
の基本計画

令和6年3月
奈良県

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の推進及び進行管理
5. 持続可能な開発目標（SDG s）との関係
6. 計画の対象

第2章 困難な問題を抱える女性への支援をめぐる現状と課題

1. 県等による対応状況
2. 市町村・民間団体の状況
3. 課題

第3章 計画の大綱

1. 基本方針
2. 基本目標
3. 県と市町村の役割

第4章 支援の内容等

1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容
2. 支援の体制等
3. 支援調整会議

第1章 計画策定の趣旨等

1. 策定の趣旨

これまで対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、令和4年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下、「法」という。）による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号。以下、「旧売春防止法」という。）第4章の規定に基づき、婦人相談所の設置や婦人相談員の委嘱等の婦人保護事業として進められてきました。その後、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下、「DV防止法」という。）、平成25年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）の改正その他、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性達についても、婦人保護事業の対象とされてきました。

このように、女性達が直面している問題が多様化し、また複合的に困難な問題を抱える女性の増加を社会的な背景として、婦人保護事業の対象も拡大されてきました。しかしながら、旧売春防止法は、困難な問題に直面している女性の人権擁護・福祉の増進や自立支援等の視点が不十分であり、同法に婦人保護事業の根拠を置くことそのものの制度的限界も指摘されるようになりました。

このような状況のなか、婦人保護事業の旧売春防止法からの脱却を目指し、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に法が成立しました。

そして、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画の指針となる「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下、「基本方針」という。）が公示されました。

国際的にも平成27（2015）年9月に「持続可能な開発目標」

（「Sustainable Development Goals」、略称「SDGs」）が国連総会で採択され、日本でも2030年までに目標達成に向け取り組んでいます。

本県では、「奈良県男女共同参画推進条例」（平成13年奈良県条例第5号）に基づき、「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画（第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画）」（計画期間：令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）を策定し、施策体系に「困難な状況にある家庭・個人への支援」、「女性に対するあらゆる暴力防止」等を位置づけ、様々

な困難な状況にある方々が安全・安心な暮らしができるよう、取り組んでいるところです。

また、女性のDV被害者支援については、困難な問題を抱える女性として法の対象に含まれますが、DV防止法の制定以前より、中央こども家庭相談センター（婦人相談所）においてDV被害者の相談や保護を行ってきました。平成14年4月からは、中央こども家庭相談センター内に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、高田こども家庭相談センターや女性センターと併せて相談体制を充実するとともに、平成30年10月には「奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）」を設立し、相互に連携を図りながらDV被害者の支援を行っています。さらに、令和5年3月には、DV防止法に基づく「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」（計画期間：令和5（2023）年度から令和9（2027）年度まで）を策定し、DV被害者に対して相談・保護、自立支援等の総合支援を行っています。

加えて、「奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画」（計画期間：令和4（2022）年度から令和8（2026）年度まで）により、経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭（ひとり親家庭等）が、自立・安定した生活の中で地域で孤立することなく、子どもの「伸びていく力」をはぐくむことができるよう支援しています。

県では、「全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す」という奈良県地域福祉計画の基本理念に基づき、様々な個別計画により支援を行っています。

このような中、本県では法や基本方針に即して、「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、婦人相談所を「女性相談支援センター」に、婦人相談員を「女性相談支援員」に名称を変更し、本県の実情に応じた困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、県、市町村及び民間団体等が相互に連携・協力を図り、個々の支援対象となる女性に対する支援をより一層推進していきます。

2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、困難な問題を抱える女性への支援を包括的、計画的に推進するため、法第8条第1項の規定に基づき策定するものです。
- (2) 本計画は、「奈良県男女共同参画審議会」及び「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」等での意見聴取を経て策定しています。

3. 計画期間

計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度までの 4 年間です。

「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 5 次）」（計画期間：令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度）の次回改定に合わせて、本計画との統合も検討する予定です。

4. 計画の推進及び進行管理

県は、本計画の趣旨に沿って、市町村、民間団体及びその他の関係機関との連携・協力を図り、情報提供や研修機会を設けながら、本計画で示した施策を推進するとともに、施策を実施する上で、県民等に対して理解と協力を求めます。

また、「奈良県男女共同参画審議会」及び「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において、施策の実施状況を報告し、意見を求め、進行管理を行います。

5. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

「持続可能な開発目標(SDGs)」では、17 の目標のうち、「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「ジェンダー平等の実現」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」などの目標が掲げられています。

この SDGs の理念に基づき、本計画に基づく施策・取組を推進します。

6. 計画の対象

女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化しており、法では「困難な問題を抱える女性」を「性的な被害、家族の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）。」（法第 2 条）と規定されています。

本計画においては、性的な被害、家庭の状況、不安定な就労状況、生活困窮、孤立などに加え、高齢者、障害者、在住外国人、性的マイノリティ（※）であることや部落差別に関する事等を理由として人権侵害・差別や偏見による不当な扱いを受けること（複合的に困難な状態に置かれている場合を含む。）やその他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下、「困難な問題を抱える女性」という。）を対象としています。

実際、18 歳未満の若年女性、成人女性、中年女性、高齢女性のライフステージに応じたケースや、およそ全般的に共通するケースとして、DV、性暴力・

性犯罪被害、生活困窮、障害、就労、人間関係など、困難な問題を抱える女性として想定されるケースは様々あります。

法的に女性である方に加え、性自認が女性であるトランスジェンダーの方についても、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。

個別具体的なケースを網羅的に本計画に記載することは難しいですが、新たに設置する支援調整会議を通じて具体的なケースを洗い出しながら、対象を特定し、支援してまいります。

(※)性的マイノリティ

性的マイノリティとは、同性に恋愛感情を持つ人、同性にも異性にも惹かれる人、自分の性別に違和感がある人などのことをいいます。LGBTQ+という言葉で表すこともあります。

LGBTQ+

L:レズビアン(Lesbian):女性同性愛者

G:ゲイ(Gay):男性同性愛者

B:バイセクシャル(Bisexual):両性愛者

T:トランスジェンダー(Transgender):出生時の性別と性自認や性別表現が一致しない人

Q:クエスチョニング/クィア(Questioning/Queer):

特定の枠に属さない、わからない、典型的ではないと感じる人/性的少数者を包括する言葉

・その他にも性のありようは様々あります。

第2章 困難な問題を抱える女性への支援をめぐる現状と課題

1. 県等による対応状況

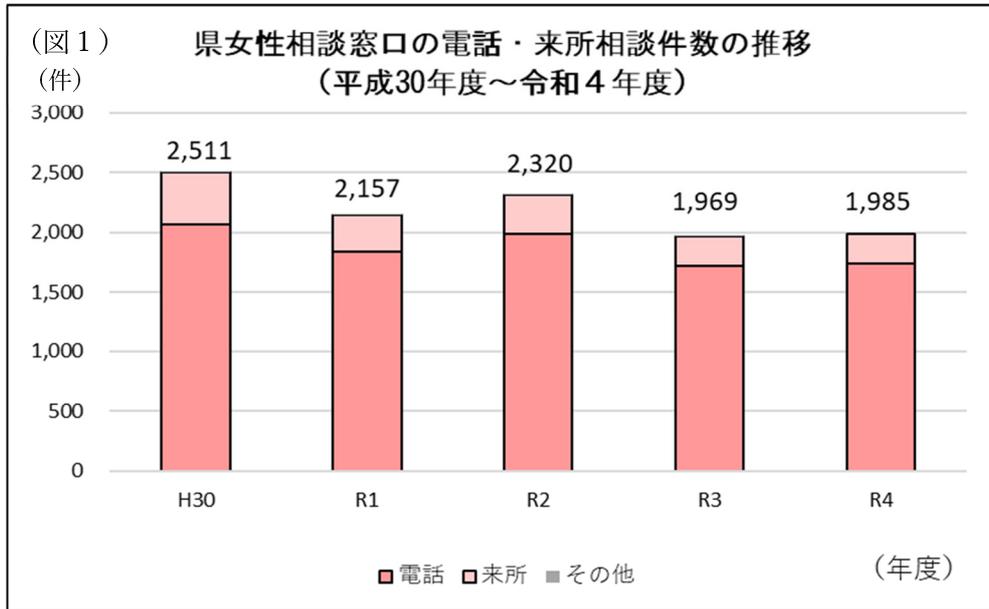
(1) 県が設置する女性相談機関の対応状況

① 相談の状況

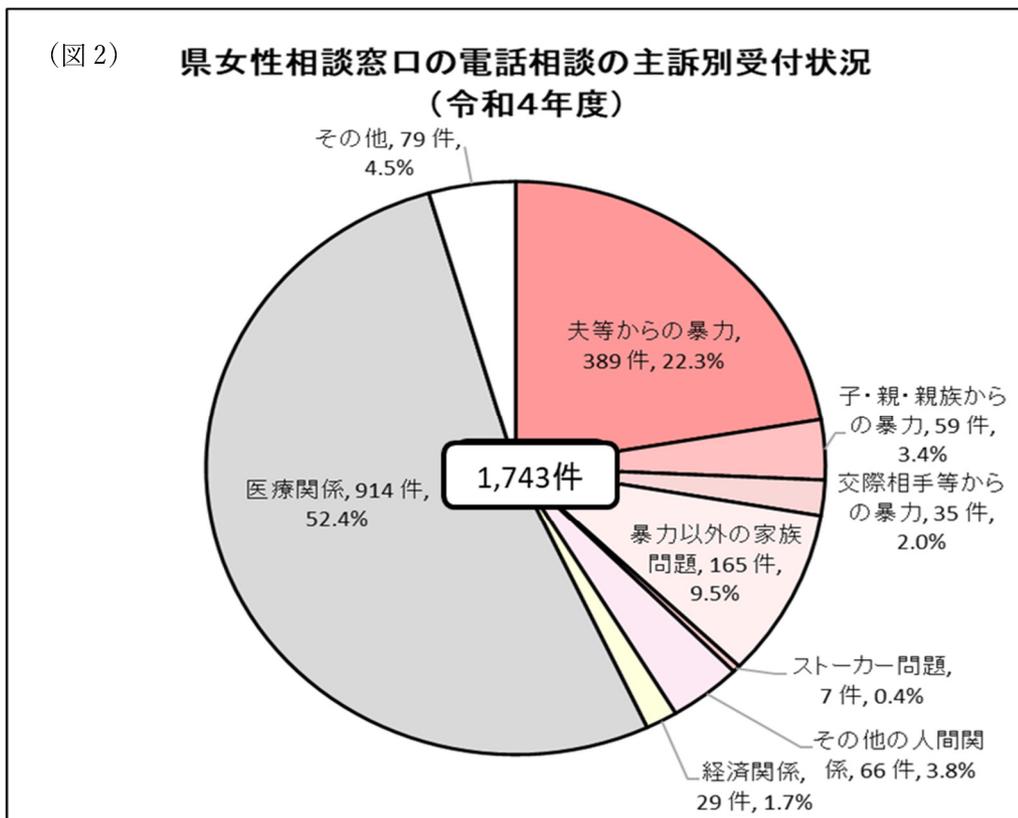
県では、中央こども家庭相談センター、高田こども家庭相談センター及び女性センターにおいて、様々な困難な問題を抱える女性からの相談を受け付けています。

上記の3つの機関で受け付けた電話・来所相談件数(年間)は、延べ約2,000件～2,500件前後で推移しています(図1)。令和4年度電話相談の主訴別受付状況の内容は、精神的問題を含む「医療関係」が52.4%と最も高く、「夫等からの暴力」、「子・親・親族からの暴力」、「交際相手等からの暴力」の3つを合わせた暴力関係が27.7%を占めています(図2)。来所による相談で見ると、主訴別受付状況は、「夫等からの暴力」が73.6%と最も高く、「夫等からの暴力」、「子・親・親族からの暴力」、「交際相手等からの暴力」の3つを合わせると95.5%を占めています(図3)。

なお、相談者の年代は、50歳代が最も多くなっています（図4）。



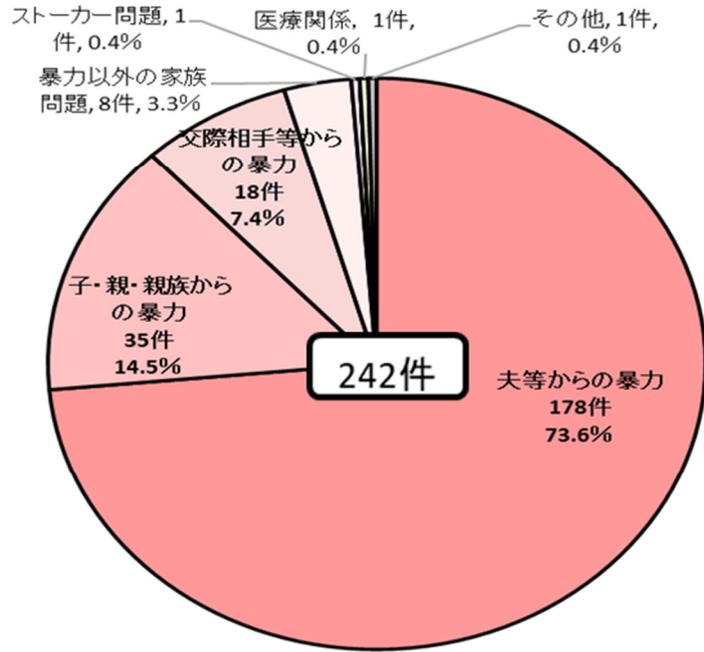
(県女性活躍推進課作成)



(県女性活躍推進課作成)

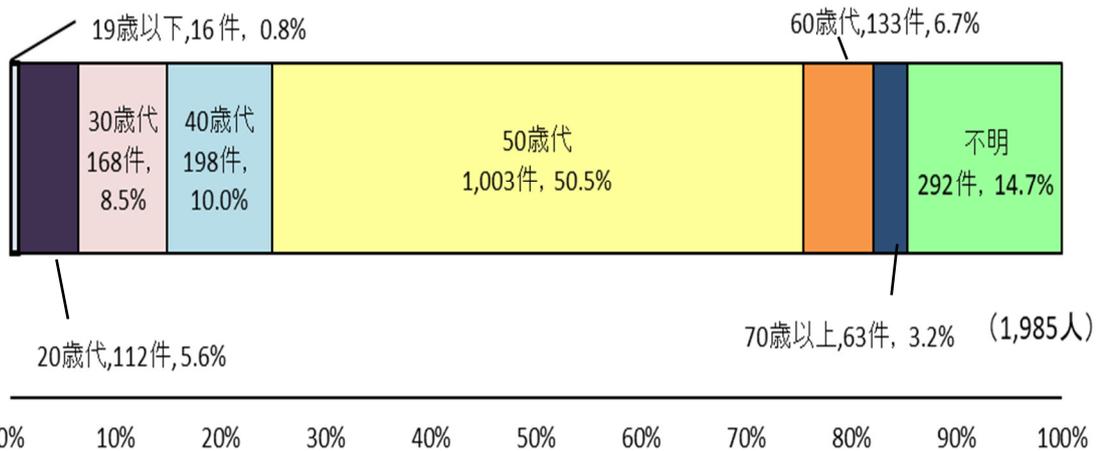
(図3)

県女性相談窓口の来所相談の主訴別受付状況 (令和4年度)



(県女性活躍推進課作成)

(図4) 県女性相談窓口の電話・来所相談者の年齢別割合 (令和4年度)

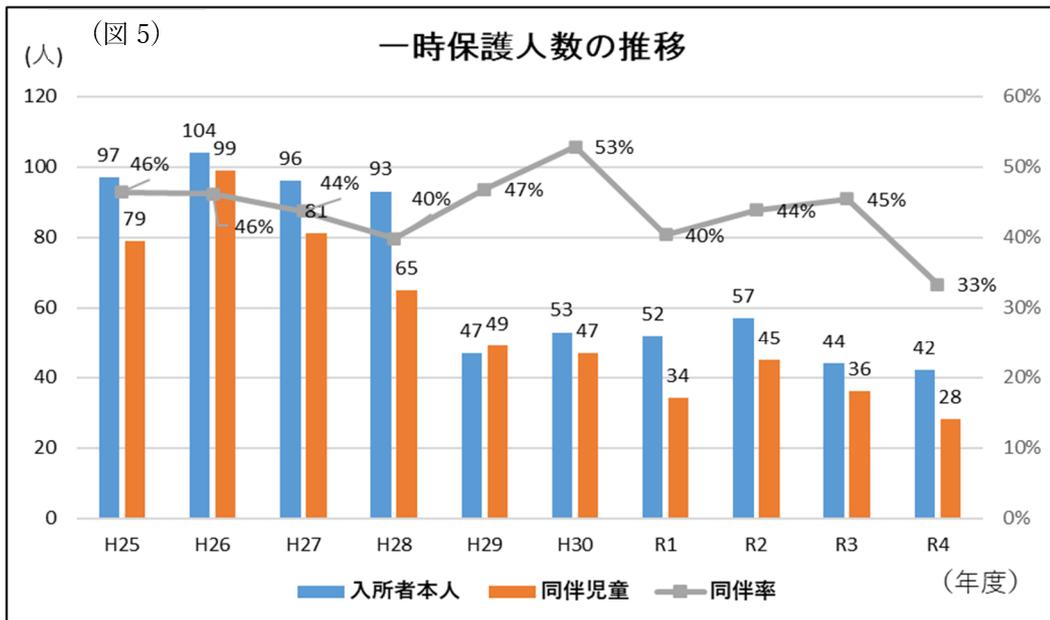


(県子ども家庭課作成)

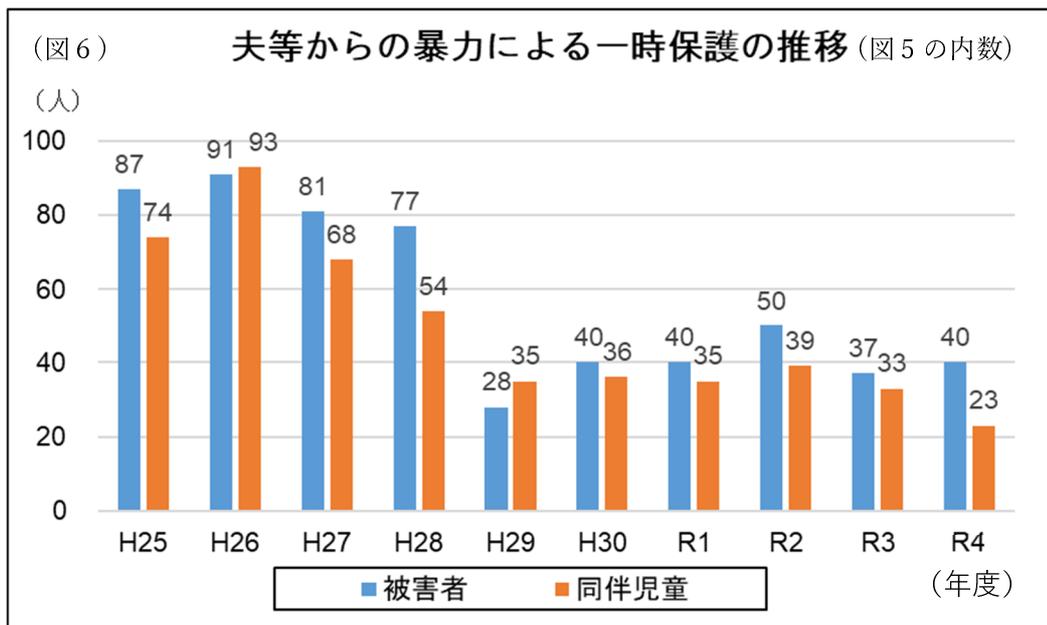
② 一時保護の状況

県による一時保護は、婦人相談所のほか、入所者の様々な状況により必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託も活用しており、入所者は近年減少傾向にあります（図5）。令和4年度における一時保護入所者は42人（同伴児童は28人）で、そのうち、夫等からの暴力による一時保護は40人（同伴児童23人）と多数を占めています（図5、図6）。

また、年代別では、令和4年度は、70歳以上及び30歳代の割合が減少し、20歳代の入所者の割合が増加しています（図7）。



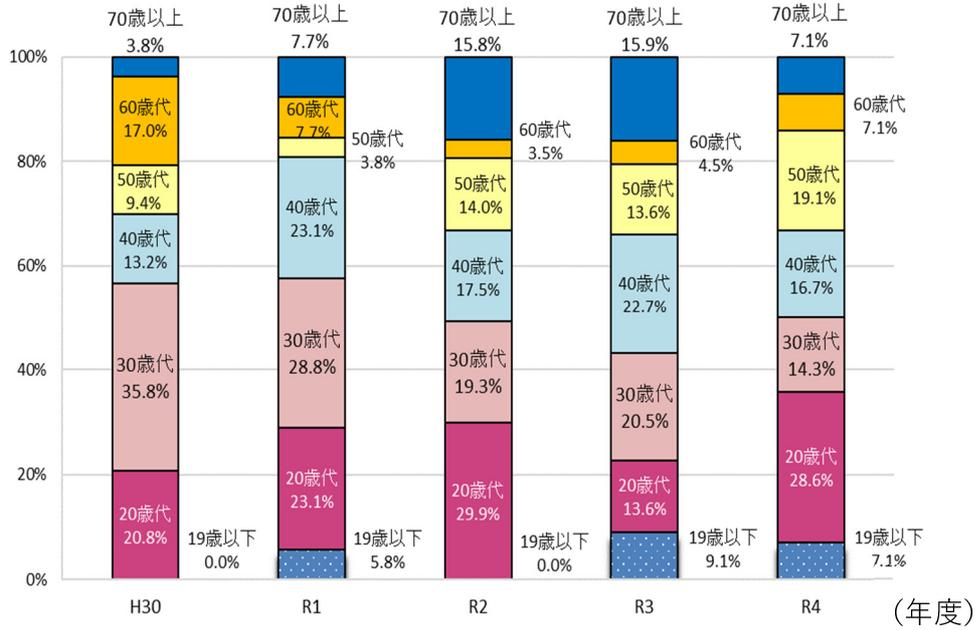
(県女性活躍推進課作成)



(県女性活躍推進課作成)

(図7)

一時保護所入所者の年代別割合の推移



(県こども家庭課作成)

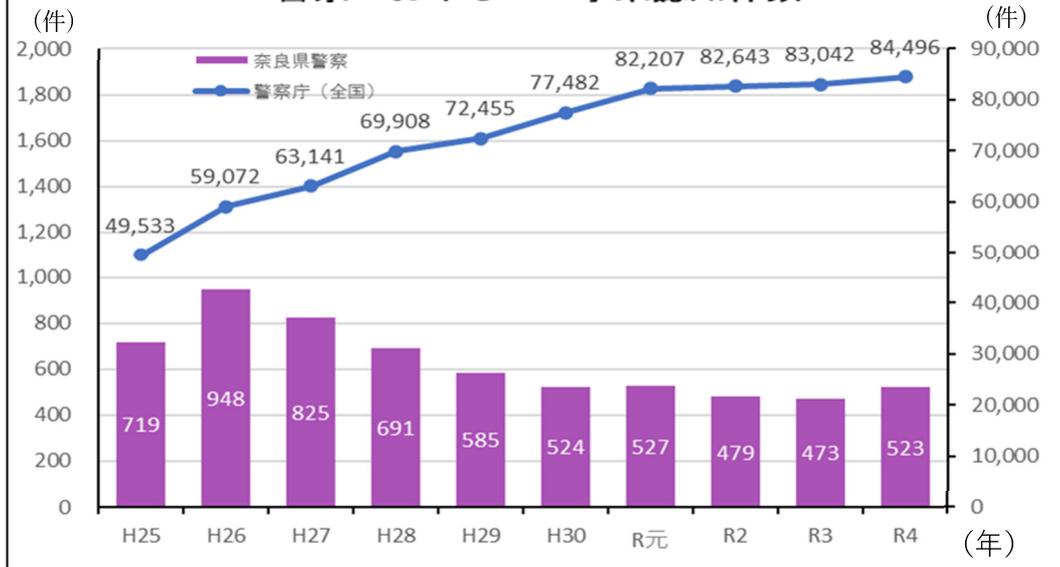
(2) 奈良県警察における認知状況

事案認知件数は、県内では減少傾向にありますが、全国は増加傾向にあります(図8)。県内の強制性交等・強制わいせつ認知件数は、令和3年に大きく減少しています(図9)。

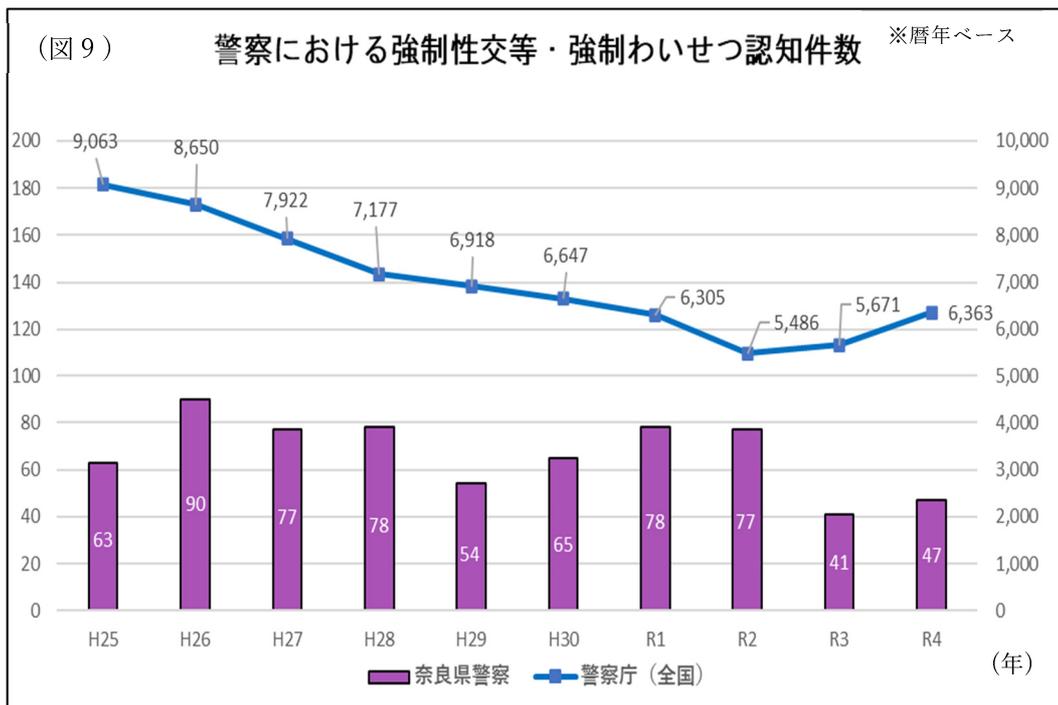
(図8)

警察におけるDV事案認知件数

※暦年ベース



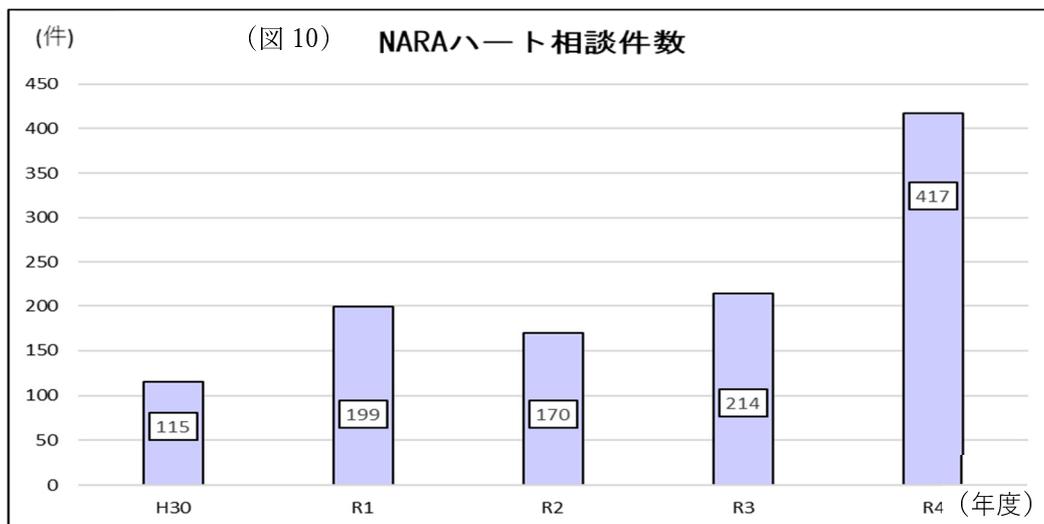
※認知件数には、男性被害者の事案も含まれています。(警察庁資料より県女性活躍推進課作成)



※認知件数には、男性被害者の事案も含まれています。(警察庁資料より県女性活躍推進課作成)

(3) 奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARA ハート」の相談状況

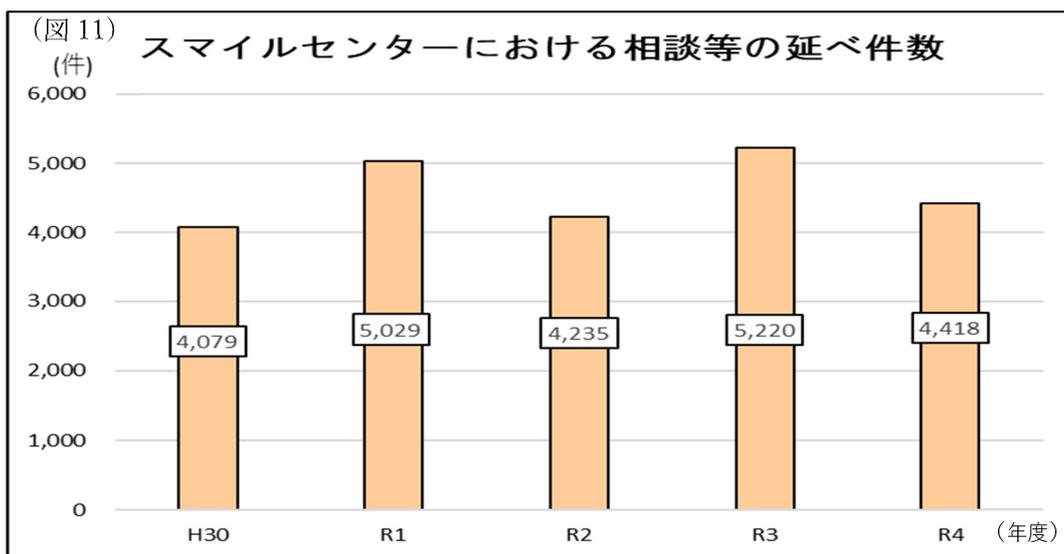
性暴力被害等の相談件数は近年増加しており、令和4年度の相談件数は417件でした。平成30年10月の開設から4年が経過し、夜間の電話受付の開始や、県内市町村教育委員会、中学校・高等学校及び大学等へのポスター等の配布などで、相談窓口が認知されてきたことなどが増加理由として考えられます(図10)。



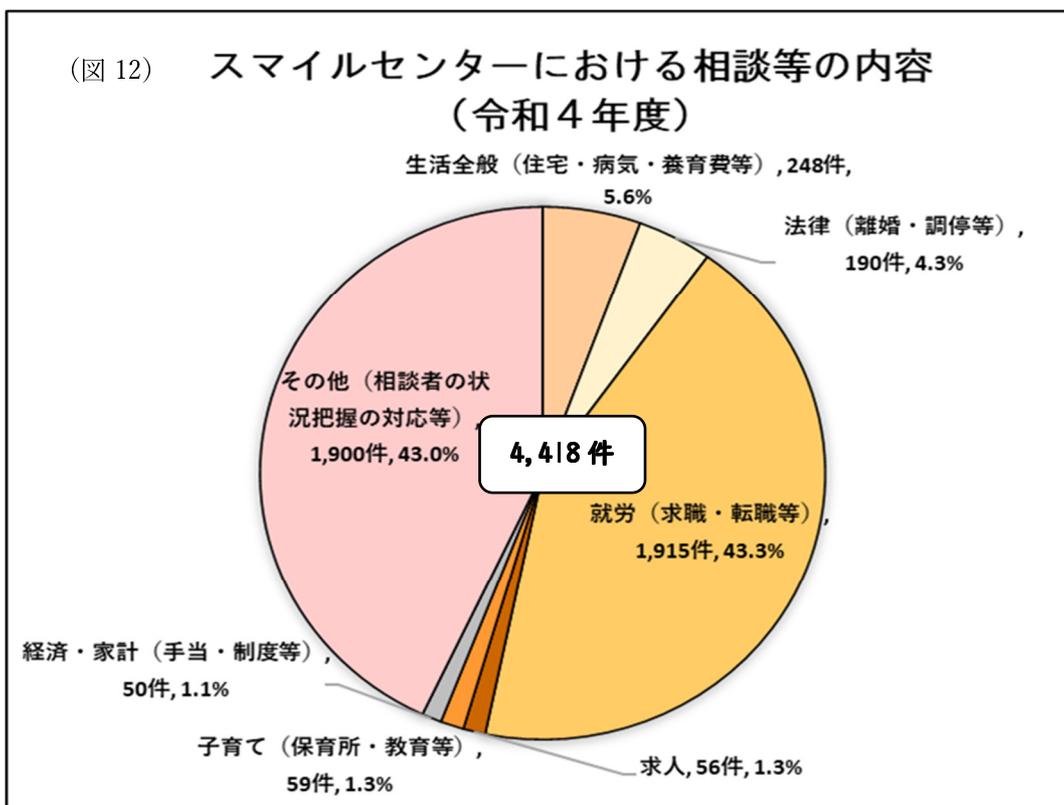
(県女性活躍推進課作成)

(4) 奈良県母子家庭等就業・自立支援センター「スマイルセンター」の相談等状況

母子家庭等の相談等件数は毎年度延べ約 4,000 件～5,000 件で推移しています（図 11）。相談者の 9 割以上が女性であり、相談内容は就労にかかることのほか、家計や子育て、生活全般に及びます（図 12）。



(県子ども家庭課作成)

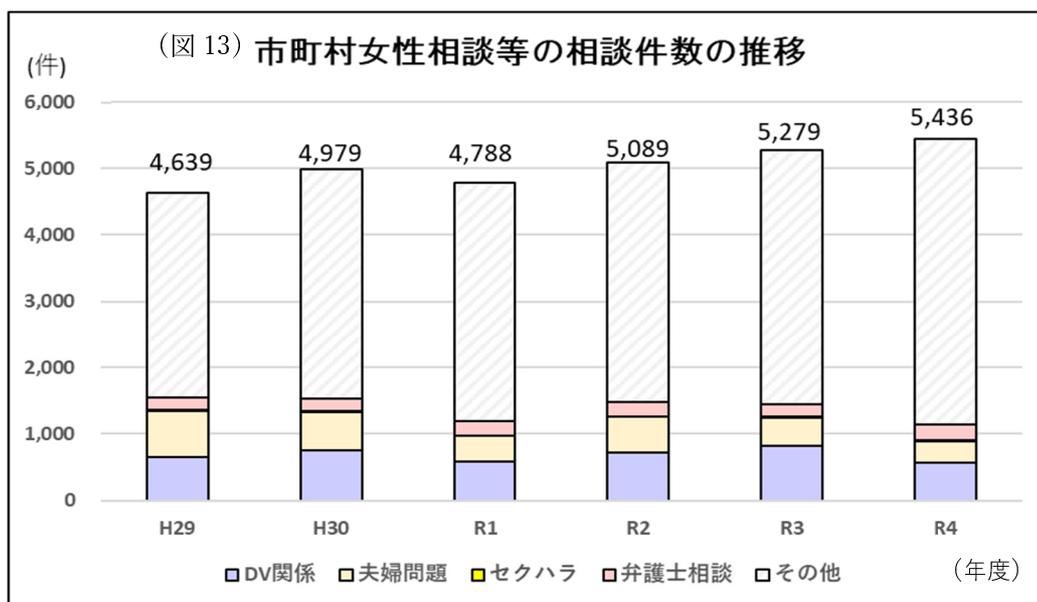


(県子ども家庭課作成)

2. 市町村・民間団体の状況

(1) 市町村の状況

市町村は、困難な問題を抱える女性とその家族にとって身近な行政主体として、相談の受付、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等について重要な役割を担っています。市町村の窓口寄せられる相談は増加傾向にあります（図13）。県内では、現在19市町村において、女性相談窓口を開設しています。



(県女性活躍推進課作成)

県では、本計画策定にあたり、県内市町村における、困難な問題を抱える女性の相談体制や困難な問題を抱える女性への支援の実施に関する課題等を把握することを目的とし、令和5年6月に市町村に対するアンケートを実施しました。

その結果、相談支援は実施しているもののアウトリーチ等による早期把握や自立支援などの支援内容が整っていないこと、また、性暴力被害者や性的搾取、性的マイノリティ、外国人といった支援対象者に対応するアフターケアの支援、被害回復支援、生活の場を共にする支援については、ほとんど実施されていないことが課題として浮き彫りになりました。（表1）。

(表1) 県内市町村における支援対象別対応実施団体数

(R5年6月時点)

回答市町村数:24団体

※数値は、各支援を実施していると回答した市町村数

支援対象	相談支援	アウトリーチ等による早期把握	自立支援	居場所の提供	同伴者への支援	アフターケアの支援	被害回復支援	生活の場を共にする支援
若年女性	10	5	3	3	5	2	3	2
妊産婦	11	9	3	6	3	4	3	2
障がい者	11	7	6	5	8	3	2	3
高齢者	10	6	6	6	2	3	2	2
生活保護受給者	10	7	6	3	4	2	2	2
生活困窮者	13	6	7	5	3	2	1	1
性暴力被害者	5	2	0	2	2	0	1	1
性的搾取	5	1	1	2	0	0	0	0
性的マイノリティ	4	1	1	0	1	0	1	0
外国人	5	3	1	1	2	0	0	0

(県女性活躍推進課作成)

(2) 民間団体の状況

県内で困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体は、若年女性の自立支援団体や、DV被害等困難な問題を抱える母子の生活支援団体、性暴力被害者支援団体、多胎児育児支援団体、依存症治療の支援団体、デートDV予防啓発団体、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に取り組む団体、人権問題に取り組む団体などがあります。

民間団体においては、各分野で支援の対象としている困難な問題を抱える女性との信頼関係を構築しながら、自立に向けてきめ細やかな支援に取り組んでいます。このようなそれぞれの専門領域で支援している多くの民間団体には、複雑化、多様化している困難な問題に対応するため、県、市町村及び民間団体間の連携が重要であるとの意見があります。

3. 課題

(1) 幅広く相談しやすい体制づくり

困難な問題を抱える女性を取り巻く環境は、多様化、複雑化、複合化しています。また、精神や身体等を傷つけられていたり、性的な被害や夫等からの暴力などを受けていたりすることから、自ら助けを求めにくい状態にある方もいます。

そのため、困難な問題を抱える女性が潜在化しやすく、県、市町村や支援団体等が支援を必要とする女性を把握できていない状況もあると考えられます。

このような困難な問題を抱える女性ができる限り早期に適切な支援を受けることができるよう、幅広く相談できる窓口の設置やその周知及び相談支援を行う窓口から必要な支援に速やかに結びつけることが求められています。

(2) アウトリーチによる実施等相談窓口の周知の工夫

困難な問題を抱える女性の相談支援については、来所や電話だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援を行い、かつ、その手法をわかりやすく周知し、支援を必要としながらも相談につながりにくい幅広い年齢層の対象者の早期把握に努めることが求められています。

特に、若年女性は、県の女性相談窓口の利用が少なく、困難な問題を抱える若年女性が潜在化しているおそれがあります。被害を受けていてもそれが被害であると認識できていないこと、被害と認識できても相談できる窓口がわからないこと、相談することを躊躇してしまうなどが考えられます。大人と子どもの狭間で揺れる若年女性に対し、相談しやすい体制づくりだけでなく、相談体制や支援機関の存在について若年女性に伝わりやすい手法による周知が求められています。

(3) 市町村における女性相談窓口の設置の促進

市町村は、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な相談先であり、支援施策の実施主体です。このため、女性相談窓口を設置し、周知等に努めるとともに、多様化、複雑化、複合化する相談に対応するため女性相談窓口の相談員の資質向上が求められています。

(4) 県、市町村及び民間団体間の連携体制の構築

県による市町村へのアンケートや民間団体へのヒアリングでは、民間団体は、それぞれの団体の設置理念に基づき、専門的できめ細やかな支援のノウハウ、経験、ネットワークなどの強みを生かした支援を行っていますが、複雑化、多様化している困難な問題に対応するため、県、市町村及び民間団体間の連携が重要であるとの意見がありました。

また、市町村においては、住民の最も身近な相談先としての機能を発揮するためにも、多様な相談に対応できる専門的な相談機関との連携を求める声が多く聞かれました。

これらのことから、県、市町村、民間団体等が支援を行うにあたり、困難な問題を抱える女性の意向に寄り添いながら、各支援の段階に応じて、県、市町村、民間団体等が連携し、それぞれの強みを生かした包括的かつ切れ目

のない支援を行う必要があることから、県、市町村及び民間団体間の緊密な連携体制の構築が求められています。

第3章 計画の大綱

1. 基本方針

困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けることができる体制を構築し、市町村及び民間団体と連携した重層的な支援や段階に応じた支援を実施します。

2. 基本目標

(1) 相談支援体制の強化

① 県民への相談窓口の認知度の向上

令和9年度 67.0% (令和4年度44.1% (DV相談窓口))

② 県が実施する女性相談員研修の参加者数の増加

令和9年度 150人に実施 (令和4年度91人)

③ 市町村における女性相談窓口の設置 (令和4年度19市町村)

(2) 民間団体との連携強化

相談支援の連携、一時保護委託先の民間団体・施設数の増加

令和9年度 10団体 (令和5年度3団体)

3. 県と市町村の役割

(1) 県の役割

県は、困難な問題を抱える女性への支援に関して、女性相談支援センターを中心として中核的な役割を果たし、本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら施策を検討し、展開していきます。

また、市町村及び民間団体と連携した重層的な支援や段階に応じた支援を実施するため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けることができる体制を構築します。

県民への相談窓口の周知や、女性相談員等への研修を含む県全体の困難な問題を抱える女性への支援の推進体制の強化を図ります。

(2) 市町村の役割

市町村は、住民への広報啓発を始め、困難な問題を抱える女性とその家族にとって身近な相談窓口として、相談への対応、安全の確保、自立において必要な支援をする重要な役割を担っています。

市町村は、困難な問題を抱える女性の支援に関係する児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、人権施策、生活困窮者支援等の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供することが必要です。

また、必要に応じて適切に、県や他の市町村、民間団体等につなぐとともに、つないだ先の県や他の市町村、民間団体等と連携して支援するため、関係構築を図ることなどが求められます。

さらに、法において努力義務とされている、市町村基本計画の策定や女性相談支援員の配置に努める必要があります。

第4章 支援の内容等

1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容

困難な問題を抱える女性への支援は、本人の意思を尊重しながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じて、以下の(1)～(9)に記載の支援を、個々の段階に応じて、国、県、市町村及び民間団体が相互に連携し、切れ目なく重層的に実施していきます。

(1) アウトリーチ等による早期の把握

民間団体は、それぞれの強みを生かしてメール、電話、SNS等による相談体制を構築し、早期の把握に努めています。

県は、このような民間団体による相談体制も含めて、積極的な相談窓口の周知に努めるなど、アウトリーチの手法による拡充を図るとともに、可能な限り幅広い困難を抱える女性を対象とするため、市町村、民間団体が実施するSNS等の相談から、公的な支援に早期につなげることができるよう、市町村、民間団体との連携体制の構築を推進します。

また、支援につなげる際には、困難を抱える女性の意向を十分に尊重し、適切な機関や団体等との連携を推進します。

【具体的な取組】

- ① SNS等を含めた様々な相談ツールの充実・周知
- ② 関連する相談窓口の周知促進
- ③ 性犯罪・性暴力被害者のための性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」の利用促進
- ④ 児童生徒のための相談体制の整備
- ⑤ 若年層への教育、啓発の促進
- ⑥ 市町村、民間団体等との協働・連携による取組の推進

(2) 居場所の提供

県は、相談のきっかけづくりとして、市町村、民間団体と連携し、困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、支援者や他の女性と交流等ができるような居場所づくりを推進します。

そのような場で、支援が必要な女性を把握した場合には、本人の意向を十分に尊重したうえで、適切に支援機関につなぐことができるような連携体制の構築を推進します。

支援機関につないだ後も、それまで支援してきた市町村、民間団体等の参加等により支援の継続性を保つことで、本人が安心して支援を受けられる環境づくりを行います。

【具体的な取組】

- ① 市町村、民間団体が運営する居場所づくりへの支援
- ② 県内の女性が安心して立ち寄ることができる居場所の一元的な周知
- ③ 女性同士が気兼ねなく語り合い、交流できる機会の創出

(3) 相談支援

県及び市町村は、困難な問題を抱える女性の多様な課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントを行い、最大限に本人の意思を尊重しながら、相談内容に対応できるよう、民間団体等と連携して相談体制を強化します。

女性相談支援員など支援を行う側についても、人材育成など必要な支援を行っていきます。

【具体的な取組】

- ① 女性相談支援員のスキルアップのための研修の充実
- ② 市町村、民間団体等による相談機関との連携の充実
- ③ 県及び市町村への専任女性相談支援員の配置促進

- ④ 性犯罪・性暴力被害者のための性暴力被害者サポートセンター「NARA ハート」の利用促進（再掲）
- ⑤ 児童生徒のための相談体制の整備（再掲）
- ⑥ 相談機関、相談員に対するプライバシー保護等の周知徹底
- ⑦ 関係機関と連携した在住外国人への相談支援

（４）一時保護

女性相談支援センターは、一時保護については、本人の同意を原則としています。他の入所者と共同で生活する場であることから、DV 被害者の安全確保を図るため、すべての入所者には、本人によく説明し理解を得たうえで外出や携帯電話の使用などに制約を設けています。一時保護所への入所に応じられない場合であっても、女性一人ひとりと向き合い、支援を必要とする女性の状況に応じた対応が可能な一時保護先の確保を推進します。なお、女性相談支援センターでの一時保護について、様々な制約の中でも可能な限り入所者の希望に沿った対応を行うよう努めるとともに、今後、携帯電話にかかる対応については、しっかりと状況を把握し、個々の状況に応じて「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針」（令和２年 12 月 25 日国通知）などを参考にしながら使用の検討を行います。

一時保護を終了する場合には、支援対象者が安定した状態で生活の場に移行し、定着できるように県、市町村及び民間団体等との連携を図るとともに、母子生活支援施設や救護施設等の活用を推進します。

【具体的な取組】

- ① 支援対象者の心身の状況に合わせた一時保護先の検討
- ② 支援対象者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実
- ③ 民間団体等との連携による支援対象者及び同伴する子ども等の安全の確保
- ④ あらゆる人権を尊重した対応
- ⑤ 個人情報扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底

（５）被害回復支援

暴力等の被害や、部落差別をはじめとする様々な偏見・差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することが想定されるため、中長期的に寄り添い続ける支援を行うことが必要です。

そのため、女性相談支援センターは、心理職の職員を配置し、支援を必要とする女性に対する心理的ケアの充実に努めるとともに、必要に応じ医療機関等とも連携し、専門的な支援を行う体制の強化を図るほか、様々な取組を充実します。

【具体的な取組】

- ① 女性相談支援センターの専門的な支援を行う体制の強化
- ② 法テラス等における法律相談の活用促進
- ③ 市町村、民間団体等との協働・連携による取組の推進（再掲）
- ④ 医療・教育分野など専門機関との連携促進
- ⑤ 性犯罪・性暴力被害者のための性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」の利用促進（再掲）

(6) 生活の場を共にすることによる支援

困難な問題を抱える女性に対しては、一時保護等の後に、女性相談支援員等のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境下で生活し、被害から心身の健康の回復やその人らしい日常生活を取り戻せるように支援することが重要です。

そのため、支援者等と共に生活を送るなど信頼できる人間関係を築きながら安心して生活ができる環境を提供できるよう民間団体と連携して推進します。

【具体的な取組】

- ① 民間団体と連携し、一時保護等の後に利用可能な生活の場の充実
- ② 市町村、民間団体等との協働・連携による取組の推進（再掲）

(7) 同伴児童への支援

女性相談支援センターは、支援を必要とする女性が同伴する児童に対する養育等が十分に行えない状況の場合や虐待を認める場合には、社会的養育等の適切な支援について、児童相談所及び市町村要保護児童対策協議会等と連携した支援を行います。

また、教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会、学校や保育所と情報共有を図りながら必要な支援を行います。

【具体的な取組】

- ① 一時保護所入所者の同伴する子ども等に対し、必要に応じて心理担当員によるカウンセリング等のこころのケアの充実
- ② 同伴する子ども等に関する情報の適切な管理

- ③ 子どもが安全に就学できるための支援の強化
- ④ 同伴する子どもに対する一時保護所における保育・学習支援の充実
- ⑤ 市町村、民間団体等との協働・連携による取組の推進（再掲）

（８）自立支援

女性相談支援センターは、性暴力等の被害者に対する心理的支援、金銭管理等の生活支援、就労及び住まいの確保に向けた支援等、支援対象者の状況に応じ、市町村、民間団体と連携した支援体制を強化するほか、様々な取組を充実します。

【具体的な取組】

- ① 就労や住まいの確保に向けた支援の充実
- ② 一時保護所退所後の自立に向けた継続的支援の検討
- ③ 法テラス等における法律相談の活用促進（再掲）
- ④ 母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉貸付金制度等の活用
- ⑤ 県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）等、女性の就業に関する窓口との連携による就業支援
- ⑥ しごとiセンター、ハローワークとの連携による就業促進
- ⑦ 県営住宅での一時受入
- ⑧ 公営住宅等における優先入居や入居資格の緩和
- ⑨ 市町村、民間団体等との協働・連携による取組の推進（再掲）
- ⑩ 医療・教育分野など専門機関との連携促進（再掲）
- ⑪ ひとり親等への養育費確保と面会交流の支援

（９）アフターケア

県は、支援を必要とする女性が、地域生活への移行に際し、孤立しないように、市町村、警察及び民間団体との連携を図り、本人の地域での生活再建を支えるアフターケアの充実を図ります。

【具体的な取組】

- ① 地域生活のフォローアップのための継続的支援の検討
- ② 一時保護所退所後の自立に向けた継続的支援の検討（再掲）
- ③ 市町村、民間団体等との協働・連携による取組の推進（再掲）
- ④ 地域での孤立を防ぐためのこども食堂の取組の推進

2. 支援の体制等

（１）県の体制

県は、困難な問題を抱える女性への支援について、女性相談支援センターを中心に、児童相談所、女性センター、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）等と相互に連携し、段階的かつ重層的な支援を実施する体制を整備します。

また、関係機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。

県においては、女性相談支援センター、高田こども家庭相談センターに女性相談支援員を配置し、支援対象者が適切な支援を受けられるよう次の業務を行います。

- ・丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援
- ・必要に応じて、関連施策や制度等を活用し、民間団体及び関係機関との連携を図り支援

【県の機関】

① 女性相談支援センター

県における困難な問題を抱える女性への支援の中心となる機関として、次の業務を行います。

- ・支援対象者の立場に立った相談対応や相談を行う機関との連携
- ・支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・支援対象者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
- ・支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・自立の促進のための支援
- ・一時保護所退所者の相談援助
- ・一時保護所入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援
- ・県内の DV 相談機関等職員の資質向上のための研修会の開催

② 高田こども家庭相談センター

困難な問題を抱える女性への相談支援機関として、次の業務を行います。

- ・支援対象者の立場に立った相談対応や相談を行う機関との連携
- ・支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整

- ・必要に応じて、中央こども家庭相談センター（女性相談支援センター）と連携した支援、情報提供、助言及び連絡調整その他の援助
 - ・自立の促進のための支援
- ③ 女性センター
- 県における男女共同参画を推進する機関として、困難な問題を抱える女性への支援として次の業務を行います。
- ・支援対象者の立場に立った相談対応や相談を行う機関との連携
 - ・支援対象者が抱える課題に対する法律相談
 - ・女性の身近な問題解決の方法や自立・社会参加するための知識やスキルを学ぶための講座を開催
 - ・働く女性や再就職を目指す女性のための相談窓口の運営
 - ・県内の女性相談機関等職員の資質向上のための研修会の開催
- ④ 福祉事務所
- 県が設置する福祉事務所は郡部を管轄しています。
- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親等の相談に応じています。
- ・生活保護法による保護の決定及び実施
 - ・特別障害者手当等の支給
 - ・児童福祉法による母子保護の実施（母子生活支援施設、助産施設）
 - ・母子・寡婦福祉相談、資金貸付及び訓練給付金等の窓口
- ⑤ 母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）
- 県と奈良市が共同で運営する、ひとり親等の就業による自立等を支援するための機関として、次の業務を行います。
- ・ハローワークと連携した就業相談
 - ・自立支援、子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せた自立支援プログラム策定
 - ・養育費確保と面会交流の取り決めにかかる法律相談・専門員相談
 - ・養育費確保と面会交流の支援
 - ・就業支援講習等の実施
- ⑥ 性暴力被害者サポートセンター（NARA ハート）
- 県における性暴力被害者への支援機関として、次の業務を行います。
- ・24 時間 365 日の電話相談受付
 - ・専任の女性支援員による来所相談（予約制）
 - ・医療機関や警察、法律相談などへの同行支援
 - ・必要に応じて医療費・カウンセリング・法律相談への助成
 - ・県内教育機関への出前講座の実施

(2) 市町村との連携体制

市町村は、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な相談機関となります。

また、市町村は困難な問題を抱える女性の支援に関係する児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、人権施策、生活困窮者支援等の主体でもあることから、県では、それらの複雑化、多様化した困難な問題を抱える女性に対する支援に連携して取り組みます。

県は、法第8条第3項に規定する市町村基本計画の策定、市町村における困難な問題を抱える女性への支援窓口の設置及びその周知並びに当該支援窓口への相談員の配置が進むよう、情報の提供や助言等の支援を行います。

(3) 民間団体との連携体制

県内で困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体は、若年女性の自立支援団体や、DV被害等困難な問題を抱える母子の生活支援団体、性暴力被害者支援団体、多胎児育児支援団体、依存症治療の支援団体、デートDV予防啓発団体、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に取り組む団体、人権問題に取り組む団体などがあります。

民間団体の特色である専門的できめ細やかな支援や、これまでの活動から蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への重層的かつ段階に応じた支援を進める上で重要となります。県及び市町村、民間団体がそれぞれの役割や活動内容を理解し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行うことができるよう、連携体制の構築に取り組めます。

3. 支援調整会議

困難な問題を抱える女性への支援は、第3章計画の大綱、1. 基本方針にも記載のとおり「市町村及び民間団体と連携した重層的な支援や段階に応じた支援を実施」することが重要です。一方で、これまでは、県、市町村及び民間団体等が一堂に会し、お互いの支援内容や抱える課題等について情報共有する機会がなく、連携が進んでいませんでした。

このことを踏まえ、県は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、地域の支援関係者間の連携を深めること等を目的として法第15条に規定する支援調整会議を設置します。

(1) 参画機関

① 県

・県(文化・教育・くらし創造部子ども・女性局女性活躍推進課(事務局))

同こども家庭課、関係各課)

- ・ 中央こども家庭相談センター
(女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター)
- ・ 高田こども家庭相談センター
- ・ 女性センター
- ・ 福祉事務所
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター (スマイルセンター)
- ・ 性暴力被害者サポートセンター (NARA ハート)

② 市町村

- ・ 女性相談担当課その他母子保健、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、人権施策、生活困窮者支援、生活保護等担当課

③ 民間団体

- ・ 若年女性の自立支援団体、DV 被害等困難な問題を抱える母子の生活支援団体、性暴力被害者支援団体、多胎児育児支援団体、依存症治療の支援団体、デート DV 予防啓発団体、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に取り組む団体、人権問題に取り組む団体等

④ その他の機関

- ・ 警察等

(2) 役割

- ① 参加団体間相互の活動内容の共有
- ② 参加団体間の役割や連携のあり方についての検討
- ③ 地域資源 (地域で困難な問題を抱える女性の支援を行う団体等) の創出
- ④ 効果的な支援を行うための支援内容の検討

(3) 開催頻度

年間 2 回程度の開催を基本とする。

(4) 個人情報取り扱い

支援調整会議で取り扱う個人情報については関係法令等の規定に基づいて、適切に取り扱います。